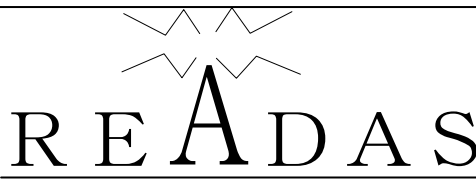


第 4301 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 8月11日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 雇用促進税制

Q：今年度の税制改正では、雇用促進税制というものが創設されたそうですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

今年度の税制改正で創設された雇用促進税制とは、次のような内容です。

- ①適用対象者
青色申告書を提出する事業者（風俗営業等を営む事業者を除く）
- ②適用要件
事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般保険者の数が、前事業年度末に比べて10%以上及び5人（中小企業は2人）以上増加していること
- ③税額控除額
増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円
- ④控除限度額
当期の税額の10%（中小企業は20%）を限度
- ⑤適用期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度で適用
- ⑥手続き
ハローワークに雇用促進計画を提出
- ⑦事業年度終了後の手続き
ハローワークにて次の要件の確認を受ける必要あり
 - ・雇用保険一般被保険者数の増加
 - ・事業主都合の離職がないこと
 - ・支給給与額の増加

